

令和元年度

中小企業BCP導入支援事業

BCP個別策定等支援事業

募集要綱

令和元年7月



北海道中小企業団体中央会

中小企業BCP導入支援事業 BCP個別策定等支援事業募集要綱

令和元年7月25日
北海道中小企業団体中央会

1. 事業目的

昨年9月の胆振東部地震と全道域に及んだ停電の発生を受け、様々なリスクに備えるための危機対応能力を強化し、継続的な企業活動を行っていくためのBCP策定の必要性がより一層高まっています。

また、中小企業強靱化法が国会で成立し、同法に基づき中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画の国の認定制度が創設されました。

このような状況を踏まえ、組合及び組合員がBCPの策定等の取組を行うに当たって、専門家派遣による支援を実施します。

2. 支援対象となる者

BCP個別策定等支援事業（以下「支援事業」といいます。）の対象となる者は、次のとおりです。

- (1) 本会の会員である事業協同組合及び協同組合連合会、火災共済協同組合、信用組合、企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」といいます。）
- (2) 本会の会員である事業協同組合、商工組合、商店街振興組合に所属する組合員（以下「組合員」といいます。）

3. 支援対象となる取組

支援事業の対象となる取組は、次のとおりです。

- (1) BCP策定に向けた前段として、組合員の意識向上や共通認識の醸成などを目的とした組合による講習会等の開催（以下「講習会開催」といいます。）
- (2) BCPの重要性を認識し、新たにBCPを策定する組合又は組合員（以下「組合等」といいます。）の取組（以下「BCP策定」といいます。）
- (3) 最近の状況等を踏まえ、既存のBCPを拡充するための見直し（定期的な軽微な見直しは除きます。）を行う組合等の取組（以下「BCP見直し」といいます。）

4. 支援方法

専門家を無料で派遣し、組合等を支援します。派遣回数等については、講習会開催については1回、BCP策定及びBCP見直しについては2回程度とし、1回の派遣

の時間は2時間を目安とします。

5. 全体スケジュール

【講習会開催】

日程	中央会	組合
7月25日 ※ 随時申請を受付し、予算に達した時点で受付を終了	募集開始	申請書類 申請要件 ・以下のいずれかに該当する講習会等 ①組合員の主な業種を踏まえたBCP策定に係る講習会等 ②組合の主な共同事業を踏まえたBCP策定に係る講習会等 ③その他組合の状況や特性を踏まえたBCP策定に係る講習会等
原則として令和2年2月28日までに派遣を完了	決定通知 専門家と派遣日時及び場所について協議 【協議に当たっての謝金及び旅費の条件】 ・謝金：1時間当たり20,000円上限 ・旅費：公共交通機関のみ支給。宿泊料は1泊9,500円上限 専門家へ依頼 派遣内容通知 専門家派遣 ※ 1回派遣（派遣の時間は2時間を目安）	講習会等開催
専門家派遣終了後、速やかに		実績報告書兼支援評価書 (開催実績、専門家派遣による成果、成果を踏まえた今後の予定、専門家の評価を記載。開催次第、出席者名簿、写真等を添付。)

【BCP策定・見直し】

日程	中央会	組合等
<p>7月25日</p> <p>※ 随時申請を受付し、予算に達した時点で受付を終了</p>	<p>募集開始</p>	<p>申請書類</p> <p>※ 中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針第2版」に基づく「BCP取組状況チェックリスト」を添付</p> <p>申請要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェックリストにおける「はい」の数を1点とし、以下の加点を加えた合計点が6点以上 ① BCP研修会に代表者が参加 2点 ② BCP研修会に代表者ではない者が参加 1点 ③ 官公需適格組合又はその組合員 1点
<p>原則として令和2年2月28日までに派遣を完了</p>	<p>決定通知</p> <p>専門家と派遣日時及び場所について協議</p> <p>【協議に当たっての謝金及び旅費の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金：1時間当たり20,000円上限 ・ 旅費：公共交通機関のみ支給。宿泊料は1泊9,500円上限 <p>専門家へ依頼</p> <p>派遣内容通知</p> <p>第1回専門家派遣</p> <p>第2回専門家派遣</p> <p>※ 2回程度派遣（1回の派遣の時間は2時間を目安）</p>	<p>BCP策定又は見直しの取組</p>
<p>専門家派遣終了後、速やかに</p>		<p>実績報告書兼支援評価書</p> <p>（派遣実績、専門家派遣による成果、成果を踏まえた今後の予定、専門家の評価を記載。策定又は見直ししたBCPを添付。3月31日までに策定又は見直しが終わらないときは、その時点での案等を添付。）</p>

6. 申請方法・申請要件

支援事業を受けようとするときは、(1)の書類を、(2)の方法にしたがって提出してください。ただし、(3)の申請要件を満たす必要があります。

なお、講習会開催に係る申請は、組合のみ申請可能ですのでご注意ください(組合員は申請できません)。

(1) 提出書類

実施規程及び募集要綱を必ずご確認の上で、実施規程に定められた以下の書類を提出してください。

BCP策定又はBCP見直しに係る申請は、経済産業省中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針第2版」に基づく「BCP取組状況チェック」を必ず実施してください。

【講習会開催】

No.	提出書類	添付書類	備考
1	・申請書 【様式第1－講習会開催】		
2	・組合の概要 【様式第1－講習会開催 別紙】	組合員名簿	

【BCP策定・見直し】

No.	提出書類	添付書類	備考
1	・申請書 【様式第1－BCP策定・見直し】		
2	・組合の概要 【様式第1－BCP策定・見直し 別紙1】 ・組合員の概要 【様式第1－BCP策定・見直し 別紙2】	(別紙2の場合) 組合からの推薦書	組合か組合員かでどちらかを選択
3	BCP取組状況チェックリスト		BCP取組状況チェックを実施した結果を記入

(2) 提出方法

ア 提出方法

郵送又は直接ご持参ください。

イ 提出先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3階
北海道中小企業団体中央会 連携支援部 (電話) 011-231-1919

(3) 申請要件

区分	申請要件
講習会開催	以下のいずれかに該当する講習会等であること 1. 組合員の主な業種を踏まえたBCP策定に係る講習会等 2. 組合の主な共同事業を踏まえたBCP策定に係る講習会等 3. その他組合の状況や特性を踏まえたBCP策定に係る講習会等
BCP策定 ・見直し	BCP取組状況チェックリストにおける「はい」の数を1点とし、以下の加点を加えた合計点が6点以上であること 1. 令和元年度開催の「BCP研修会」に代表者が参加した場合 2点 2. 令和元年度開催の「BCP研修会」に代表者ではない者が参加した場合 1点 3. 官公需適格組合又はその組合員である場合 1点

7. 受付期間

令和元年7月25日(木)～随時受付

※予算に達した時点で受付終了となりますので、予めご了承をお願いします。

8. 暴力団関係者等の排除

申請に当たっては、次の事項のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

9. 本会による支援

本会では、組合等のBCPの策定等の取組を支援するため、様々な相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。

10. 申請後の手続き・留意事項

(1) 決定通知

本会は、申請を受け付けたときは、申請書類を確認の上、速やかに、決定通知書により、専門家派遣を決定した旨を組合等に通知します。

(2) 派遣内容の協議及び通知

本会は、前条の通知後、組合等と協議の上、派遣する専門家と派遣日時及び場所について決定します。

謝金及び旅費の支払については、以下の条件で専門家に依頼するものとして協議を行うものとします。

ア 謝金は、1時間当たり20,000円を限度とします。

イ 旅費は、鉄道賃等の公共交通機関の旅客運賃のみを支給するものとします。

ウ ただし、宿泊の必要がある場合は、1泊につき9,500円を限度として宿泊料を旅費に含めることができるものとします。

本会より専門家へ依頼を行い、派遣内容通知書により決定内容を組合等に通知します。

(3) 派遣完了期限

本会は、原則として令和2年2月28日までに、全ての専門家の派遣を完了します。ただし、組合等と協議の上、やむを得ない事情により本会が適当と認めた場合に限り完了期限を超えて実施します。

(4) 派遣内容の変更

組合等は、派遣内容を変更する必要があるときは、あらかじめ本会と協議してください。

本会は、協議の上、変更が適正と認められ、派遣する専門家の了承を得られたときは、派遣内容変更通知書により、変更した派遣内容を組合等に通知するものとします。

(5) 実績報告

組合等は、予定していた全ての専門家派遣が終了したときは、実績報告書兼支援評価書を、速やかに本会に提出してください。

区分	実績報告書兼支援報告書の主な記載内容	添付資料等
講習会開催	開催実績、専門家派遣による成果、成果を踏まえた今後の予定、専門家の評価	開催次第、出席者名簿、講習会等の写真、その他参考となるものを添付
BCP策定 ・見直し	派遣実績、専門家派遣による成果、成果を踏まえた今後の予定、専門家の評価	策定又は見直ししたBCP（令和2年3月31日までに策定又は見直しが終わらないときは、その時点での案等）

11. その他

必要な様式やその他の事項については、実施規程を確認してください。